

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月24日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） ・東京都港区台場2丁目3番3号 ・京都府長岡京市調子3丁目1番1号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） サントリー株式会社 代表取締役社長 鳥井信宏 代理人 京都ビール工場 工場長 角井達文 (京都ビール工場電話番号 075-951-4151)					
主たる業種	ビール製造業	細分類番号	1	0	2	2	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	環境への影響を把握、評価し、技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定めて、定期的に見直すとともに、環境保全活動のシステムと環境パフォーマンスの継続的な向上を図る。						
計画を推進するための体制	場内のエネルギー分科会、省エネプロジェクトを中心に、地球温暖化対策の実施計画を策定、進捗管理を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	26,343.5 トン	24,733.2 トン	23,695.3 トン	25,872.8 トン	-6.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	26,358.1 トン	24,733.2 トン	23,695.3 トン	25,872.8 トン	-6.0 パーセント	
実績に対する自己評価		コロナ禍における生産数量減による影響と省エネ活動推進による削減					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量×1/1000)	75.30	77.36	75.80	67.39	-2.37 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		コロナ禍における生産数量減による影響と省エネ活動推進による削減					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		123.0 パーセント	123.0 パーセント	129.0 パーセント	123.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	排熱回収装置の導入					
	(3)年度	老朽化が進んだ製造ラインの廃止、各使用先での使用量削減					
	(4)年度	製造ラインの高効率設備への更新、LED照明					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	工場最寄り駅より通勤バスを運行					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	工場から最寄り駅まで距離があるため、通勤バスを運行することで、公共交通機関での通勤を容易にし、自家用車での通勤抑制を図っている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都ビール工場は、地域、行政などと連携を図り、水源涵養林の保全・育成を目的としたサントリー「天然水の森」活動の一環として、京都ビール工場(京都府・長岡京市)の水源にあたるエリアをはじめとして西山の水資源保全および緑化資源の確保を積極的に推進している。						
特記事項	サントリーグリーン調達基本方針(1999年制定)に従い、資材並びに取引先での調達評価基準を元にグリーン調達を行い環境負荷の低減を推進している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。